

○経済産業省告示第二百三十七号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十九号

）による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）

第四条第二項の規定に基づき、平成三十一年一月一日から平成三十一年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質又は附属書FのグループI及びグループIIに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成三十年十二月五日

経済産業大臣 世耕 弘成

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成三十年十二月七日から平成三十年十二月十三日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあつては、この限りではない。